

## 議員提出第9号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部  
を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年  
島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の  
議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、平成27年  
12月1日から適用する。